

りそな企業年金研究所

りそな年金FAX情報



《厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金関係》

平成23年6月22日

特別法人税の課税停止措置の延長について ～ 平成26年3月31日まで課税が凍結されます ～

特別法人税（退職年金等積立金に対する法人税）の課税停止措置については、本年3月31日の「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案」（いわゆる『つなぎ法案』）の成立により、平成23年6月30日まで暫定的に延長されているところです。

本日6月22日、特別法人税の課税停止措置の延長規定が盛り込まれた「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が参議院で可決・成立しました。これにより、昨年末に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」のとおり、特別法人税の課税停止措置は平成26年3月31日まで延長されることが決定しましたので、ご連絡いたします。

<参考資料1> 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（抜粋）

第十七条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

（中略）第六十八条の四中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

<参考資料2> 改正後の租税特別措置法（抜粋）

（退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止）

第六十八条の四 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

<参考資料3> 特別法人税の課税状況

年 月 日	税制上の措置
昭和37年4月1日～平成11年3月31日	課税
平成11年4月1日～平成13年3月31日	課税停止（2年間）
平成13年4月1日～平成15年3月31日	課税停止（2年間）
平成15年4月1日～平成17年3月31日	課税停止（2年間）
平成17年4月1日～平成20年3月31日	課税停止（3年間）
平成20年4月1日～平成23年3月31日	課税停止（3年間）
平成23年4月1日～平成26年3月31日	課税停止（3年間）

以 上